

司法試験法施行規則（平成十七年八月一十六日法務省令第八十四号）

司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第三条第二項第四号及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、司法試験法施行規則を次のように定める。

（法務省令で定める試験科目）

第一条 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法
- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 國際関係法（公法系）

八 國際關係法（私法系）

（試験科目の範囲）

第二条 法第三条第三項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記試験の民事系科目及び論文式による筆記試験の民事系科目について、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三編海商に関する部分を除いた部分とする。

2 法第五条第五項の規定に基づき法務省令により定める範囲は、短答式による筆記試験の商法及び論文式による筆記試験の商法について、商法第三編海商に関する部分を除いた部分とする。

（出願手続）

第三条 司法試験を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真及び受験資格を有することを証する書面を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。ただし、司法試験委員会があらかじめ定める場合においては、受験資格を有することを証する書面を添付することを要しない。

2 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）を受けようと/orする者は、司法試験委員会が定めるところ

るにより、受験願書にその者の写真を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期後最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。

4 第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を記載しなければならない。

5 司法試験委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により受験願書を提出した者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）

を利用ることができないときは、当該受験願書を提出した者に住民票の写しを提出させることができる。

6 郵便によつて出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手をはり付けて、司法試験委員会に提出しなければならない。

(受験手数料の納付方法)

第四条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項又は第二項の受験願書に収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合においては、当該提出により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。

(受験者が守るべき事項等)

第五条 司法試験の受験者は、司法試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。

- 2 予備試験の受験者は、予備試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。
- 3 司法試験又は予備試験の受験者は、いずれかの科目について、当該科目の試験が開始されるまでに指定された試験室に入室せず、又は当該科目の試験の開始から終了までの間において司法試験委員会の指示に

反して当該試験室から退室したときは、当該科目の試験及びその余の科目の試験を受けることができない。

(合格者の公告)

第六条 司法試験委員会の委員長は、司法試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第一号に規定する日から施行する。

(試験科目の範囲に関する経過措置)

第二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行の日がこの規則の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条の規定の適用については、「第二編第十章保険及び第三編海商」とあるのは、「第三編第十章保険及び第四編海商」とする。
(司法試験の受験手続及び運営に関する規則の一部改正)

第三条 司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成十五年法務省令第七十七号）の一部を次のように

改正する。

題名中「司法試験」を「旧司法試験」に改める。

第一章を削る。

「第二章 受験手続」を削る。

第二条中「司法試験を受けようとする者は」を「旧司法試験（司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号。以下「改正法」という。）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験をいう。）を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより」に改め、「の委員長」を削り、同条第一号中「（司法試験委員会が交付する一連の出願用紙を用いること。）」を削り、同条第二号中「司法試験法」を「旧法（改正法第二条の規定による改正前の司法試験法をいう。以下同じ。）」に改め、「（前号の出願用紙を用いること。）」を削り、同条第三号中「者で司法試験法」を「者で旧法」に改め、同号イ中「司法試験法」を「旧法」に改め、同号ロ中「同条同項第二号」を「旧法第四条第一項第二号」に改め、同号ハ中「同条同項第三号」を「旧法第四条第一項第三号」に改め、同号ニ中「同条同項第四号」を「旧法第四条第一項第四号」に改め、「者は、」の下に「改正法附則第七条第一項の

規定によりなお効力を有することとされる」を加え、同条第五号を削り、同条第六号中「つけない」を「
着けない」に改め、「（第一号の出願用紙の所定の箇所にはりつけること。）」を削り、同号を同条第五
号とし、同条第七号中「（第一号の出願用紙の所定の箇所にはりつけること。）」を「。ただし、行政手
続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定に
より同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二次試験の受験願書を提出する場合においては、当該
提出により得られた納付情報により、現金をもつてするものとする。」に改め、同号を同条第六号とし、

同条第八号中「受領先を明記し司法試験法第七条に基づく司法試験の実施に関する公告」を「第一次試験
を受けようとする者は、受領先を明記し、改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用される司
法試験法第七条に基づく公告（次条において「公告」という。）」に、「郵便切手をはりつけた」を「額
の郵便切手をはり付けた」に改め、同号を同条第七号とし、同条に次の一項を加える。

2 司法試験委員会は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定によ
り第二次試験の受験願書を提出した者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確
認情報をいう。）を利用することができないときは、当該受験願書を提出した者に住民票の写しを提出

させることができる。

第二条を第一条とする。

第三条第二項中「司法試験法第七条に基づく司法試験の実施に関する」を削り、「郵便切手をはりつけた」を「額の郵便切手をはり付けた」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

「第三章 試験の運営」を削る。

第六条を第五条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

(法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第四条 法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十五年法務省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項の規定による出願（同条第二項に規定する者に係るものを除く。）又は旧司法試験の受験手続及び運営に関する規則（平成十五年法務省令第七十七号）第一条の規定による旧司法試験の第一次試験の出願

附 則（平成二二年三月一九日法務省令第七号）

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年一〇月一日法務省令第二四号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第二条 法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項」の下に「若

しくは第二項」を加え、

「同条第二項」を「同条第三項」に改める。